

## 子ども若者はぐくみ

本市の市民力・地域力・文化力を結集した「はぐくみ文化」のもと、京都で育ち合い、学び合った子どもや若者が将来の展望をもって成長する「笑顔あふれる子育て・『共育(きょういく)』環境日本一」を実現するため、令和元年度は「子育てを応援する、子育ての楽しさを広げていく」展開を図っていくとともに、「未来を切り拓く子ども・若者を育むまちづくり」、「真に支援を必要とする子ども・若者への支援」を柱として、全力で取り組んでまいります。

また、これらの取組を複合的・重層的に実施していくことにより、進行する少子化に立ち向かい、SDGsに掲げる目標に即し、持続可能でレジリエンスのある社会を実現してまいります。

### 京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）

平成19年2月、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「京都はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しました。本市では、この市民憲章の普及啓発と、憲章に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。

さらに、平成23年4月には「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づき、憲章の具体的な実践方策である「行動指針」を定め、市民の実践活動を促進するなど、憲章の理念に基づく実践の総合的な推進に取り組んでいます。

## 1 地域・関係団体と一体となった「子育てを支え合い、子どもと共に育ちあう」取組

### (1) 子どもを共に育む京都市民憲章の一層の推進

平成19年2月、次代を担う子どもたちが健やかに生まれ育つ社会を目指し、大人として何をすべきか、市民共通の行動規範として「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」を制定しました。本市では、この市民憲章の普及啓発と、憲章に基づく実践行動を促すことにより、家庭、地域、学校、企業、行政など、社会のあらゆる場において行動の輪を広げ、子どもを健やかに育む社会の実現を目指しています。

さらに、平成23年4月には「子どもを共に育む京都市民憲章の実践の推進に関する条例」を施行し、この条例に基づき、憲章の具体的な実践方策である「行動指針」を定め、市民の実践活動を促進するなど、憲章の理念に基づく実践の総合的な推進に取り組んでいます。

### (2) 京都市はぐくみネットワーク

「子ども・若者の今と未来のために大人として何ができるか」を共に考え、行動する市民ネットワークとして、子どもの健全育成に関わる団体をはじめ幅広い分野から119の幹事団体と13の行政区実行委員会が参画し、平成29年6月に発足しました。

「京都市はぐくみ憲章（子どもを共に育む京都市民憲章）」の理念のもと、子ども・若者を育むことで大人も共に成長し、まちも元気になる、京都に息づく「はぐくみ文化」を次代へ継承・発展させていくことを目指し、幹事団体と行政区実行委員会によるネットワークの強みを活かした活動に取り組んでいます。

## 2 未来を切り拓く子ども・若者を育むまちづくり

### (1) 京都市未来こどもはぐくみプラン

前計画である「京都市未来こどもプラン」の基本理念や基本方針を継承しつつ、本市の子育て支援施策に関する総合的な計画として、次世代育成対策推進法の市町村行動計画に位置付け、平成27年1月に策定しました。

「子ども・子育て支援事業計画」、「母子保健計画」、「放課後子ども

総合プラン」，「家庭的養護推進計画」，「ひとり親家庭自立支援促進計画」を一体的に盛り込んでいます。

平成29年度には，本市における幼児教育・保育及び子ども・子育て支援事業の提供体制等を設定している「子ども・子育て支援事業計画」の改定を行いました。

## **(2) 子育て支援コンシェルジュの設置及び育成**

各区役所・支所に，個々の家庭の状況やニーズに「気づき」，その家庭が必要とする支援策の利用に「つなぐ」，「子育て支援コンシェルジュ」としての役割を担う「子どもはぐくみ室」を設置しました。

「子どもはぐくみ室」では，子育ての総合相談窓口として，質の高いサービスを提供できるよう，マニュアル作成，研修の充実等によりコンシェルジュ機能を担う職員の育成を行います。

また，子どもはぐくみ室に寄せられた相談内容や，施策の利用状況，地域における子どもたちへの取組をはじめとした情報を集約・分析し，地域とともに取り組むべき課題を明らかにし，家庭訪問による積極的な支援や，地域の関係機関との綿密な情報共有を行い，課題解決のためのネットワークづくりを進めていきます。

## **(3) 子どもと母親への健康支援（母子保健対策）**

妊娠，乳幼児期を中心に，思春期の子どもたちの健康支援も含めて，妊娠前から出産・育児期に至るライフステージに応じた各種の母子保健事業を展開しています。

### **ア 母子健康手帳の交付・妊婦相談事業**

妊娠の届出をされた妊婦に母子健康手帳の交付とプレママバッジを配布します。また，交付時に面接を行い，妊娠・出産・子育てに関する不安や悩みの相談や情報提供を行います。

### **イ 不妊・不育等相談事業**

不妊・不育等に関する悩みや不安をお持ちの方を対象に，助産師による面接相談や交流会，電子メールで妊娠等の相談に応じるサイト「にんしんホッとナビ」を実施しています。

## **ウ 妊婦健康診査**

妊娠に係る経済的な負担を軽減し、妊婦健康診査の受診を促すため、妊婦健康診査受診券を利用いただくことにより、厚生労働省が示す 14 回の標準的な妊婦健康診査費用について助成しています。

## **エ こんにちはプレママ事業**

初妊婦や継続的な支援が必要な妊婦の家庭に、各区役所・支所子どもはぐくみ室の職員が訪問し、妊娠・出産・子育てに関する相談や情報提供等を行います。

## **オ 産婦健診ホッとサポート事業**

産後うつ予防や新生児への虐待予防等を図る観点から、産婦健康診査受診券を利用いただくことにより、最大 2 回の産婦健康診査費用について助成しています。また、産婦健康診査の際に産後うつ等が疑われる産婦を、医療機関等から各区役所・支所子どもはぐくみ室に速やかに繋ぎ、支援を行っています。

## **カ スマイルママ・ホッと事業（産後ケア事業）**

産後、体調不良や育児に不安があり、御家族から支援が受けられない産後 3 箇月未満の産婦が、安心して子育て出来るよう病院等での一時宿泊・通所を通じて、心身のケアや育児サポートを行っています。

## **キ こんにちは赤ちゃん事業（新生児等訪問指導）**

生後 4 箇月までの乳児のいる全ての家庭を、各区役所・支所子どもはぐくみ室の職員が訪問し、育児に必要な保健指導を行っています。

## **ク 乳幼児健診**

生後 4 箇月及び 8 箇月の乳児並びに 1 歳 6 箇月及び 3 歳 3 箇月の幼児に対し、各区役所・支所子どもはぐくみ室で健康診査、保健指導を行っています。

## **ケ 京都版ブックスタート事業**

各区役所・支所子どもはぐくみ室で実施している、乳児（8 箇月児）健康診査に合わせて、絵本ふれあいボランティアが乳児とその保護者を対象に、絵本の読み聞かせを行うとともに、絵本 1 冊と絵本用手提げ袋等がセットになった「読み聞かせスタートパック」を贈呈しています。

## コ 育児支援ヘルパー派遣事業

妊娠中から出産後概ね1年未満の、産後の体調不良や育児不安を抱える保護者のいる家庭に、家事や育児の援助を行うためのヘルパーを派遣しています。

## サ 京都市第三子以降等産前産後ヘルパー派遣事業

母親が第三子以降又は多胎児の出産の前後で家事又は育児を行うことが困難な家庭に、家事等の援助を行うためのヘルパーを派遣しています。

## シ 親子の健康づくり講座（プレママ・パパ教室、親子で楽しむ健康教室）

妊婦とその家族を対象とした、先輩ママ・パパとの交流、育児・栄養・歯科保健に関する講話等や、就学までの乳幼児及びその保護者を対象とした、育児、栄養、歯科保健に関する講話等を、各区役所・支所の子どもはぐくみ室等で実施しています。

## ス 親子すこやか発達教室

子どもの発達や子育てに不安や悩みを感じ、心理的負担の強い保護者とその子どもに対して、グループワークや集団活動を通じて、保護者同士の悩みの共有や親子の交流を行える教室を、各区役所・支所子どもはぐくみ室で実施しています。

## セ 次世代はぐくみプロジェクト事業

市内の中学校及び高等学校（特別支援学校含む）と連携し、思春期の子ども達の父性・母性を育むことを目的に、赤ちゃん人形や妊婦体験服を用いた体験学習を取り入れた「体験型思春期健康教育」を実施しています。

## ソ 未熟児養育医療給付

病院に入院し、養育医療を受ける必要のある未熟児に対し、医療に関する費用を公費負担しています。

## タ 自立支援医療（育成医療）

身体に障害のある乳幼児、児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担しています。

## チ 小児慢性特定疾病医療費助成制度

特定の疾病にかかっている児童に対し、指定医療機関で医療を受ける場合、医療に要する費用を公費負担しています。

## ツ 子ども保健医療相談・事故防止センター「京（みやこ）あんしんこども館」

子どもの事故防止のための我が国初の専門施設として、平成16年8月に開設した施設です。

小児科医師等による保健医療相談を行うとともに、子どもの死亡原因の上位である「不慮の事故」を防止するため、家庭を再現しモデルルーム（セーフティハウス）の見学や「お子さんの心肺蘇生法講習会」，「わが子を事故から守るプレママ・パパ教室」など各種講習会の開催等を通じて、子どもの事故防止に関する正しい知識の普及・啓発，体系的な調査・研究に取り組んでいます。

### (4) 子育て支援

#### ア 幼児教育・保育

##### (7) 保育施設・事業

保育を必要とする児童で、保育所等の利用を希望しながら利用できない児童（国定義による待機児童）のゼロを継続するため、保育所の新設や既存保育所の増改築による定員増など、地域の保育需要に応じた受入体制の確保に努めています。

保育内容についても、障害のある子どもの受入れ体制や時間外保育，一時預かり，病児・病後児保育等の多様な幼児教育・保育の充実を図っているところです。

#### 保育施設・事業所数と利用状況（平成30年4月現在）

施設・事業所数 <sup>※1</sup>			利用定員	利用児童数	待機児童数
市 営	民 営	計			
15 <sup>※2</sup>	399	414	31,517	31,478	0

※1 保育所，認定こども園，小規模保育事業等を含む数。

※2 休所中の1箇所（細野保育所）を除く。

##### (イ) 私立幼稚園

私立幼稚園においては、各園の建学精神のもと特色ある幼稚園教育を展開するとともに、幼児の発達や学びの連続性を踏まえた小学校との連携を進めています。こうした中、保護者が負担する入園料・保育料の軽減補助はもとより、各園の特色ある教育活動，預かり保育，

障害のある幼児に対する教育の推進などへの助成を行っています。

○ 平成31年4月現在：私立幼稚園数89園（市立15園，国立1園）

## イ 児童館，学童クラブ事業

### (7) 児童館

児童に健全な遊びを与え，健康を増進し，情操を豊かにすることを目的とするもので，児童福祉法による児童厚生施設として131箇所の児童館（平成31年4月現在）があります。

### (イ) 学童クラブ

保護者の就労等のため昼間留守になる家庭の小学生の児童を保護育成する学童クラブ事業を昭和40年から実施しています。（平成31年4月現在139箇所で実施）

## ウ 「放課後まなび教室」の推進

放課後における「自主的な学びの場」と「安心・安全な居場所」を提供するため，余裕教室や図書室等を活用し，地域・PTA や学校運営協議会，学生等の参画を得て，宿題や予習復習・読書等の自主学習等を行う「放課後まなび教室」事業を推進しており，平成21年度からは，全小学校区で全学年を対象に実施しています。また，平成22年度からは，放課後まなび教室と学童クラブ機能を有する事業との緊密な連携のもと運営する「放課後ほっと広場」が実施されています。

## エ 子育て支援活動いきいきセンター（つどいの広場）

子育て中の親子（主に乳幼児を持つ親とその子）が気軽につどい，交流できる場を提供しています。

また，子育て相談アドバイザーが常駐し，子育てに関する相談に応じるほか，子育て講座などの事業も行っています。（平成31年4月現在34箇所で実施）

## オ 子どもを共に育む「親支援」プログラムの実施

「京都是ぐくみ憲章」の趣旨を踏まえ，子どもを育てる不安・悩み・喜び，子どもと共に親も育ち学ぶことの重要性，親としての心構えについて子どもの発育・発達段階に応じて学べる「子どもを共に育む『親支援』プログラム～ほっこり子育てひろば～」を実施しています。保育園

(所)、幼稚園、学校、保健福祉センター、民間子育てサークル、関係機関等での活用推進により「親の学び」を支援し、子育てにおける不安感や孤立感の軽減や仲間づくりにつなげています。

また、これから親になる世代が乳幼児とのふれあいを通して、親としての心構えや知識等を学ぶ「青少年のための親学習プログラム」の実践を進めています。

#### **カ 「みやこ子ども土曜塾」の取組**

土・日曜日や夏休みなどに、地域の各種団体やボランティア、NPO等が、まち全体を学びと育ちの場とするため、充実した体験活動や学習活動の場を創出し、市民ぐるみで子どもたちの学力や情操を培う「みやこ子ども土曜塾」の取組を推進しています。

#### **キ ファミリーサポート事業**

育児の援助を受けたい人（依頼会員（おねがいさん））と育児の援助をしたい人（提供会員（おまかせさん））とが会員となって地域で子育てを助け合う事業です。

#### **ク 京都市子育て支援短期利用事業（ショートステイ事業、トワイライトステイ事業）**

保護者の疾病や仕事等により児童の養育が一時的に困難となった場合に、児童を児童福祉施設等において一定期間預かる制度です。

#### **ケ 児童手当制度**

中学校修了までの児童を養育している方に手当を支給する制度です。

手当の額（児童1人当たり・月額）

所得制限限度額未満

- |            |                         |
|------------|-------------------------|
| ・0～3歳未満    | 15,000円（一律）             |
| ・3歳～小学校修了前 | 10,000円（第3子以降は、15,000円） |
| ・中学生       | 10,000円（一律）             |

所得制限限度額以上 5,000円（一律）

#### **コ 子ども医療費支給制度**

中学校3年生までの子どもが健康保険証を使って医療機関等を受診した場合に、健康保険の自己負担額から一部負担金を差し引いた金額を支給し



ています。

中学校3年生までの子どもが入院する場合及び3歳未満の子どもが通院する場合は、1医療機関につき1箇月200円、3歳以上中学校3年生までの子どもが通院する場合は、1箇月3,000円の一部負担金を除いた医療費の自己負担額を支給しています。

なお、3歳以上の通院については、複数医療機関を受診するなど1箇月の自己負担額合計が3,000円を超えた場合、その超えた額を償還払いにより支給します。

※ 令和元年9月診療分から3歳以上の通院医療費の自己負担上限額を1箇月1,500円に引き下げます。

## **サ 学童う歯対策事業**

児童の健全な発育の増進を図るため、歯の成長に大切な時期である小学生のう歯（むし歯）の早期治療を目的に、市内に住所を有する児童のう歯治療に要する自己負担相当額を支給しています。

## **(5) 若者への支援（青少年活動の推進）**

### **ア はばたけ未来へ！京都市ユースアクションプラン（第3次京都市青少年育成計画）の推進**

ユースサービス（青少年の自己成長の支援）を基本理念に、本市の青少年行政の指針として、平成23年3月に策定しました。

青少年を取り巻く環境や社会情勢が変わっていく中で、取り組むべき課題も変化していることを鑑み、策定からおよそ5年が経過した平成28年2月に「行動計画」を改定し、青少年の成長と自立を支援する様々な施策を推進しています。

### **イ 青少年活動センター**

13歳（中学生）から30歳までの青少年等に対して、活動場所の提供、指導者の養成、各種情報の提供、相談、交流促進事業などを実施する施設として、市内7箇所（中央・北・東山・山科・下京・南・伏見）に設置し、運営を公益財団法人京都市ユースサービス協会（昭和63年3月設立）に委託（平成18年度からは、指定管理者として指定）し、センターごとに特色ある事業を実施しています。

## ウ 青少年活動施設の運営

青少年の健全な育成を図るため、野外活動を奨励し自然体験を支援する百井青少年村、静原キャンプ場、京都市こども体育館や宝が池公園少年スポーツ広場を運営しています。

## エ 青少年育成団体の支援

京都市スポーツ少年団、日本ボーイスカウト京都連盟、一般社団法人ガールスカウト京都府連盟、京都市保護司会連絡協議会などの青少年育成団体に対する助成・支援を通じて、青少年の健全な育成を図っています。

## オ 子ども・若者総合支援事業

平成22年4月施行の「子ども・若者育成支援推進法」に基づき、同年10月に、ニート、ひきこもり、不登校等の社会生活を円滑に営むうえでの困難を有する30歳代までの子ども・若者及びその家族の相談に対応する窓口として、中央青少年活動センター及び教育相談総合センター（こどもパトナ）に、「子ども・若者総合相談窓口」を設置するとともに、困難を有する子ども・若者の社会参加や社会的自立に向けた総合的・継続的な支援を推進しています。

## カ 京都市はたちを祝う記念式典

市内の青年団体や学生を中心としたボランティアスタッフの協力により、はたちに達した青年の門出を市民全体で祝い励ます「はたちを祝う記念式典」をはじめとして、成人の日をみんなで祝う取組を実施しています。

## (6) 子育て支援総合センターこどもみらい館

平成11年12月に、保育園（所）・幼稚園、私立・市立・国立の垣根を越えた「共同機構」として取組を行う全国的に類を見ない子育て支援の中核施設として開館しました。

子育てを取り巻く環境の変化により、子育てに不安や悩みを持つ親が増加している中、「相談」「研究」「研修」「情報発信」「子育て支援ネットワークの構築」の5つの機能を柱に、親同士の交流、ボランティア養成等の多彩な事業を展開し、家庭・地域の教育力の向上、保育士・幼稚園教諭の資質向上、乳幼児の子育て支援の推進、更には関係機関相互のネットワークの形成に大

きな役割を果たしてきました。

1日当たりの入館者数は1,300人を数え、令和元年秋には入館者数が800万人を超える予定であり、多くの方々に利用していただいています。また、「電話相談」や「読み聞かせ」などに約160名の市民ボランティアに参画いただくなど、市民とのパートナーシップによる運営を推進しています。

### **3 真に支援を必要とする子ども・若者への支援**

#### **(1) 特別な支援を要する子どもや若者、その家庭への支援**

##### **ア 児童福祉センター**

子どもに関する様々な心配、不安などについての相談をお受けし、専門的な調査などを行い、助言、指導、判定、治療、訓練などの支援を、総合的かつ系統的に行う児童福祉の総合機関です。

##### **(7) 児童相談所**

児童の福祉に関する相談のうち、主として養護（虐待）相談・非行相談・育成相談について、各種の調査を行い、必要な指導や援助、措置（児童福祉施設への入所決定等）を実施しています。

付設の一時保護所では、必要に応じ児童の一時保護等を行っています。

また、近年増加している児童虐待については、平日夜間・休日を含め24時間体制で相談や通告を受け付ける専用電話を設置しています。相談や通告があった場合、48時間以内の安全確認等児童の早急な安全確保を最優先に調査を行い、関係機関と連携して、指導や援助を進めています。

##### **(4) 発達相談所**

発達の遅れ、聞こえやことばに不安がある子ども、知的障害のある人及びその家族の相談を専門スタッフが受け付け、総合的に支援しています。また、子どもの発達について専門の診察や治療を行う診療所や、発達に遅れや弱さのある子ども、聞こえやことばに課題や発達のかたよりがある子どもに早期療育を実施し、支援する児童発達支援センターを運営しています。

なお、平成24年4月から、南区、伏見区にお住まいの方については、

第二児童福祉センター発達相談部門で相談を受け付けています。

※ その他、市内には、心身障害のある児童のための施設として、障害児入所施設、児童発達支援センター、放課後等デイサービス等の施設があります。

#### (ウ) 第二児童福祉センター

第二児童福祉センターは、児童福祉センターと同じ相談機能（第二児童相談所、発達相談部門）及び診療所を備えた支所として、南区、伏見区にお住まいの18歳未満の子どもに関するさまざまな相談をお受けする機関です。

#### (I) 児童療育センター

市南部地域にお住まいの方を中心に、こころやからだの発達、ことばの発達に支援が必要な就学前の子どもとその保護者を対象に、通園により早期療育・早期支援を行っています。

※ 児童福祉センター及び児童療育センターで運営している通園事業等

事業種別	内 容
児童発達支援センター	発達に遅れや弱さのある就学前の子どもを対象に、早期療育及び保護者支援等を実施します。
(児童福祉センターのみ)	発達のかたよりやことばや聞こえについて支援が必要な就学前の子どもを対象に、早期療育及び保護者支援等を実施します。
総合療育事業 (児童療育センターのみ)	ことばやコミュニケーションの発達に援助を必要とする就学前の子どもを対象に、早期療育及び保護者支援等を実施します。

※ その他、児童福祉センターの出張所として児童療育所があり、京北地域で発達に遅れや弱さのある児童を対象にした総合療育事業を行っています。

#### イ 里親制度

保護者がいない児童，その他何らかの事情により家庭での養育が困難な児童を里親の家庭で愛情と理解をもって養育する制度です。

#### ウ 高校進学・修学支援金支給事業

市内に居住していて、市民税が課税されていない世帯（市民税が免除

されている世帯を含む。)の高校生等に対し、高等学校等での修学を支援することを目的に入学準備及び学用品購入などの費用を助成しています。

※ 入学支度金については、生活保護受給者も私立高校進学者のみ支給対象としています。

## **エ 生活保護受給者等生活困窮世帯の子どもに対する学習支援**

家庭環境や学習面で高校進学に課題抱える中学生等に対して学習会を開催し、高校進学を支援する事業として、様々な問題を抱える子どもへの学習支援とともに、ボランティアの学生との交流を通じて自己肯定感を高めていけるよう、他者との良好な関係の中で安心して過ごせる居場所づくり支援に取り組んでいます。

平成 22 年度の事業開始以降、年々実施箇所を拡大しており、現在、市内 11 区・3 支所全ての管内における 18 箇所で事業を実施しています。

## **オ 貧困家庭の子ども・青少年に対する支援**

貧困家庭の子どもや青少年に対する支援を推進するため、庁内に設置した「貧困家庭の子ども・青少年対策プロジェクトチーム」を中心に議論を進めるとともに、平成 28 年 8 月から 11 月にかけては、「京都市子どもの生活状況等に関する調査」をはじめ、子育てや青少年支援の関係団体・施設等へのヒアリング調査の実施により、貧困家庭の子ども等の実態把握に取り組んできました。

また、こうした実態把握を踏まえ、平成 29 年 3 月に、必要な支援策等を掲げた「京都市貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を策定しました。

## **カ 子どもの居場所づくり支援事業**

平成 29 年 3 月に策定した「貧困家庭の子ども・青少年対策に関する実施計画」を踏まえ、「子ども食堂」をはじめとした「子どもの居場所づくり」の取組が、より多くの地域で継続的に行われていくよう、子ども食堂や学習支援等に新たに取り組む民間団体に対して初期費用の一部を助成する「京都市子どもの居場所づくり支援事業補助金」（平成 30 年度は 11 団体に助成）や、取組の立ち上げや運営に係るアドバイザーを運営団体等に派遣し、具体的な助言を行う事業を実施しています。

## キ 子ども・若者総合支援事業（再掲）

### (2) 障害児への支援

平成30年3月に策定した「はぐくみ支え合うまち・京都ほほえみプラン」（平成30年度～35年度）に基づき、障害のある中高生のタイムケア事業や障害児通所施設等事業者の指定、児童発達支援事業所等設置促進のための助成、軽度・中程度難聴児に対する補聴器購入費の助成など、障害のある児童の一人一人の特性、能力に応じた支援を行うために必要な内容を把握し、各関係機関と連携を行い、子どもたちが将来地域で暮らしていくことができるための支援を行っています。

#### ア 特別児童扶養手当制度

精神又は身体に中程度以上の障害のある児童を、家庭において監護している父若しくは母が監護しているとき、又は父母に代わって児童を養育している人に手当を支給する制度です。

受給資格者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得によって、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止されます。

手当額/月額（平成31年4月現在）

特別児童扶養手当 1級	対象児童1人につき	52,200円
特別児童扶養手当 2級	対象児童1人につき	34,770円

#### イ 障害児福祉手当

日常生活において、常時の介護を必要とする20歳未満の在宅の重度の障害のある人に対し、月額14,790円（平成31年4月現在）を支給する制度です。

受給資格者、配偶者及び扶養義務者の前年の所得によって、その年度（8月から翌年7月まで）の手当の支給が停止されます。

### (3) ひとり親家庭等支援

平成15年4月、母子及び寡婦福祉法等の改正が行われ、地方公共団体は国の基本方針を踏まえて、母子家庭及び寡婦自立促進計画を策定することとされました。本市では、平成17年1月策定の新「京（みやこ）・子どもいきいきプラン」、平成22年3月策定の「京都市未来こどもプラン」、その後継プランである平成27年1月策定の「京都市未来こどもはぐくみプラン」に一

体として盛り込むかたちでひとり親家庭自立促進計画を策定し、「子育て・生活支援」、「就業支援」、「経済的支援及び養育費の確保」及び「相談・支援機能及び情報提供の充実強化」の4つの柱に沿った施策の推進により、ひとり親家庭（母子家庭及び父子家庭）の自立促進を図っています。

#### **ア 母子・父子自立支援員**

児童委員等関係機関と連携し、ひとり親家庭の生活上の様々な問題について相談に応じ、自立に必要な指導を行うなど、ひとり親家庭の福祉の増進に努めます。

#### **イ ひとり親家庭支援センター（愛称：ゆめあす）**

ひとり親家庭を対象とした各種相談や就業支援講習会の開催、ひとり親家庭同士の交流や情報交換を行う事業の実施など、自立や就労に向け、ひとり親家庭を総合的に支援する拠点施設です。

#### **ウ ひとり親家庭等日常生活支援事業**

ひとり親家庭及び寡婦が就職活動や疾病、冠婚葬祭等の理由で、一時的（未就学児のいる家庭は定期的）に家事や育児に困った場合、家庭生活支援員の派遣等により、日常生活を支援します。

#### **エ 母子家庭自立支援給付金事業及び父子家庭自立支援給付金事業**

母子家庭の母又は父子家庭の父が雇用保険制度の指定教育訓練講座等を受講・修了した場合に受講にかかる費用の6割を給付する自立支援教育訓練給付金、及び看護師等の資格取得のため1年以上養成期間で受講している者に、受講期間中（上限3年。ただし、一部の資格は上限4年）、月額7万5百円又は月額10万円（いずれも修学の最終1年間は月額4万円加算。所得制限あり）を支給する高等職業訓練促進給付金等事業を実施しています。

#### **オ 児童扶養手当制度**

父母の離婚等により、父又は母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭（ひとり親家庭）等の生活の安定と自立の促進に寄与し、子どもの福祉の増進を図ることを目的として手当を支給する制度です。

受給資格者及びその扶養義務者等の前年の所得によって、その年度（8月から翌年7月まで）の手当額の全部又は一部が支給停止されます。

手当額/月額 (令和元年8月支給分(平成31年4月分)以降)

子どもが1人の場合	全部支給：42,910円 一部支給：42,900円～10,120円 (所得に応じて決定されます。)
子ども2人目の加算額	全部支給：10,140円 一部支給：10,130円～5,070円 (所得に応じて決定されます。)
子ども3人目以降の加算額 (1人につき)	全部支給：6,080円 一部支給：6,070円～3,040円 (所得に応じて決定されます。)

#### カ 母子父子寡婦福祉資金貸付

母子家庭、父子家庭及び寡婦の経済的自立の助成と生活意欲の助長を図るとともに、扶養している児童等の福祉を増進するため、資金の貸付を行います。

#### キ ひとり親家庭等医療費支給制度

ひとり親家庭の児童とその母親又は父親及び父母のない児童等が、医療機関を受診した場合に、医療費の自己負担額を支給しています。

次の要件のいずれにも該当するひとり親家庭の児童及びその児童と生計を一にしている母又は父、父母のない児童及びその児童と生計を一にし、扶養している20歳未満の方等が制度の対象となります。

(ア) 市内に住所を有し、健康保険に加入していること。

(イ) 世帯の主たる生計維持者の所得が所得制限額内であること。

※ 平成25年8月から、父子家庭の父と児童を対象に拡大しました。

#### ク 未婚の児童扶養手当受給者に対する臨時・特別給付金

子どもの貧困に対応するため、令和元年度に臨時・特別の措置として、児童扶養手当受給者のうち、未婚のひとり親の方に対して、17,500円の給付金を支給します。

次のすべてを満たす方が給付金の対象となります。

(ア) 令和元年11月分の児童扶養手当の支給を受ける母又は父(養母及び養父を含む。)



(イ) 令和元年10月31日までに、一度も婚姻（法律婚）をしたことがない方

(ウ) 令和元年10月31日時点で事実婚をしていない方又は事実婚相手の生死が明らかでない方

#### (4) 桃陽病院

慢性疾患（小児ぜん息，肥満，糖尿病，不安神経症，心身症，アトピー性皮膚炎，摂食障害等）や広汎性発達障害（アスペルガー症候群等）を有する小学校児童及び中学校生徒に対し，入院治療及び療養の指導を行うとともに，未成年者を対象に外来診療も行っています。また，入院患者に対して，隣接の市立桃陽総合支援学校において初等及び中等教育を併せて行っています。